

平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

1 改正内容

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、**さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになります。**

子が2歳に達する日前まで支給対象期間を延長するには、子が1歳6か月に達する日の翌日において保育所等における保育の実施が行われないなどの理由に該当することが必要になるため、子が1歳に達する日の翌日において該当した延長理由に関わらず、改めて確認書類の提出が必要となることにご留意ください。

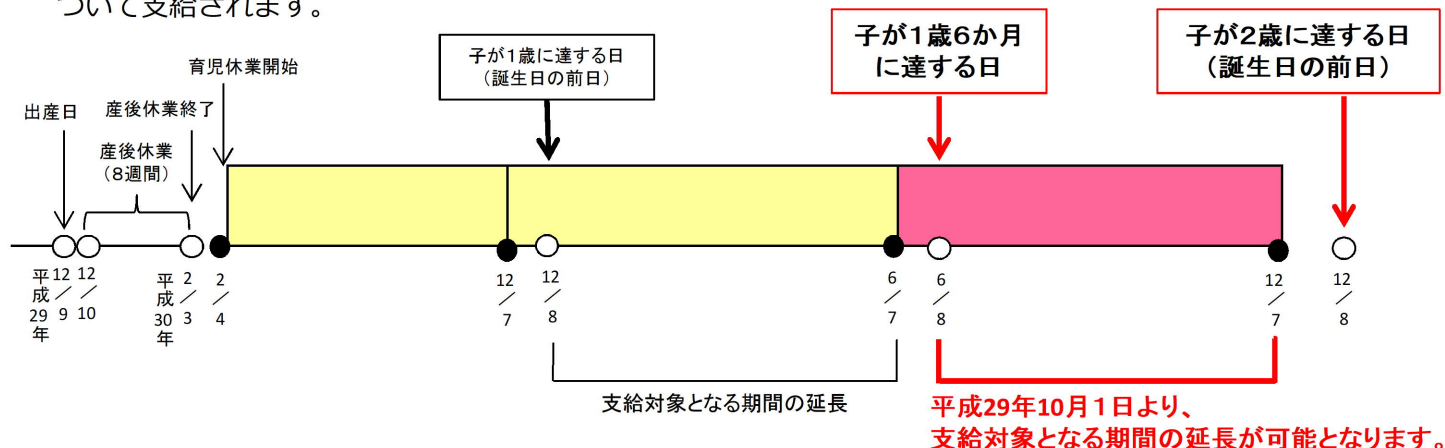
（※）延長理由や提出していただく確認書類の詳細については、このリーフレットの裏面をご覧ください。

なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（＝子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に該当となります。）。

（注）期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

例）支給対象となる期間の延長を2回払い、子が2歳に達する日前まで育児休業を行った場合

（注）育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給されます。



2 延長できる理由

ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等（※）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

（※）保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。
また、あらかじめ1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合は該当しません。保育所等による保育の申込み時期等については市町村にご確認願います。

イ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者（※）であって、その子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡、負傷、疾病等に該当した場合

（※）配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

3 確認書類

上記の2. 延長できる理由ごとに下記の確認書類が必要となります。

ア 「市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」

※市町村からの発行が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。

イ 「世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳」、
「保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等」など

4 手続の方法

子が2歳に達する日前までの期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、以下の①、②のいずれかの際に「育児休業給付金支給申請書」の17欄「支給対象となる期間の延長事由一期間」に必要な記載を行い、上記の3. 確認書類を添えて提出することが必要です。

①（子が1歳6か月に達する日以前の支給対象期間について）子が1歳6か月に達する日以後最初に提出する際（下記の例においては、支給対象期間e及びfについて支給申請を行う際であって、子が1歳6か月に達する日以後に支給申請書を提出する際）

② 子が1歳6か月に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出する際（下記の例においては、支給対象期間e及びfの支給申請の際に手続を行わなかった場合であって、支給対象期間gに延長に係る期間を含めて支給対象期間g'及びh'として支給申請を行う際）

例）支給対象期間の延長により、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の申請を行う場合

（注）育児休業給付金は、原則として2か月に一度、支給申請を行っていただくことになります。なお、被保険者本人が希望する場合、1か月に一度、支給申請を行うことも可能です。

